広報委員会規程

(総則)

第1条 広報委員会(以下,委員会という)の運営は,日本分析化学会協議会・委員会等規程及び本規程の定めによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、学会ホームページでの情報発信、年会・分析化学討論会における情報発信とマスメディア対応、メールマガジン配信等の活動を通じて本会の事業を学会内外に向けて広報すると共に、会員サービスを図ることを目的とする。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名を含む委員15名以内として、必要により 委員会から推薦された臨時委員で構成する。委員会には当該年度の担当理事を含む こととする。また、委員には第4条に定める小委員会の委員長を含むこととする。
 - ② 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。再任は可能だが、2期までとする。臨時委員の任期は1年を上限とする。
 - ③ 委員長が任期途中で退任する場合には、その任期満了まで副委員長が委員長を代行し、委員の中から1名が副委員長を担当する。

(委員会)

- 第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。委員は委員会の業務を分担して行う。
 - ② 委員会は第2条の目的を進めるために小委員会を設けることができる。

(活動の内容)

- 第5条 委員会は第2条の目的を達成するために、次の活動を包括的に行う。
 - 1) 学会ホームページの維持,運営,管理及び記事掲載の審議と承認
 - 2) 年会,分析化学討論会の小冊子「展望とトピックス」の編修,発行及び広報 活動
 - 3) メールマガジンの記事掲載内容の審議と承認及び発行手続き
 - 4) その他,」本学会の事業の広報活動に関する活動

(小委員会)

- 第6条 委員会は特定の目的を遂行するために、小委員会を設けることができる。小委員会は、委員会から委員1名以上が参画するほか、委員会が必要と認めた委員で構成する。小委員会には、委員長のほか副委員長をおく。委員長は広報委員会委員が担当する。
 - ② 小委員会の規程及び運営内規は別に定める。

(委員の選出)

第7条 委員長,副委員長,委員(除く,理事会推薦委員)及び臨時委員は企画戦略会 議が推薦し,理事会の議を経て会長が委嘱する。

(委員の運営)

第8条 委員会を必要に応じて開催する。但し、メール会議をもってこれに代えることができる。

(委員会の記録)

第9条 委員会の議事録は、委員長の指名により出席委員が作成する。

(委員会活動における謝金)

- 第 10 条 委員会および小委員会の活動は、会議参加のための交通費を除いて無給とする。
 - 2 活動において、実費の支払いが必要となる場合には、理事会の企画戦略会議の議を 経て理事会の承認を必要とする。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、企画戦略会議の議を経て理事会の承認を必要とする。

[付記]

1990年3月22日施行(広報委員会規程)。

1994年9月22日 一部改正

1999年2月19日 ネットワーク委員会と組織合同のため改正

2000年 6 月 16 日 一部改正

2004年12月17日 一部改正(広告小委員会設置のため)

2009年2月13日 広報委員会改組に伴い、会員・広報協議会規程を制定

2011年4月15日 会員・広報協議会傘下の広告、会員・展示、ネットワーク整備運用 の各委員会の統合に伴い会員・広報委員会を設置。「展望とトピックス」作成 の実務及び予算は各年会・討論会実行委員会にその業務を移行。拠って、広告 委員会規程、会員・展示委員会規程、ネットワーク整備・運用委員会規程、「展 望とトピックス」委員会規程は廃止

2011年6月24日 会員・広報委員会規程を制定

- 2019 年 7 月 2 日 既存の WEB 委員会, 「展望とトピックス」委員会を合併して新たに 「広報委員会」を設置
- 2022 年 6 月 29 日 会員システム業者・年会及び討論会のシステム業者の変更等により 本委員会の活動内容の変更のため